平成２７年（フ）第９６０号
福岡市城南区梅林５丁目８番35―202号、前住所福岡県久留米市御井町401番地　リブレア御井町202号
破産者　平田あゆみ
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５４３号
福岡市博多区東那珂１丁目18番28―302号
破産者　盛合　正幸
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８号
福岡県大川市大字向島2370番地
破産者　眞﨑眞知子
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２６０号
金沢市梅田町チ58番地
破産者　梨野　憲一
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３２４号
福岡市南区高宮１丁目13番25―206号
破産者　鬼澤　清和
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６３号
福岡市博多区冷泉町２番30―702号
破産者　永江　将丈
1　決定年月日　平成28年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５６７号
札幌市手稲区手稲本町２条３丁目３番22号　レジデンス23―101号
破産者　津山　真勇
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５８５号
札幌市手稲区星置南２丁目28番地１　Ｋハイム星置Ａ―106号
破産者　後藤　圭市
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９１号
北海道千歳市北光５丁目２番15号
破産者　平方　秀典
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４号
茨城県かすみがうら市下土田80番地２、住民票上の住所茨城県かすみがうら市宍倉6147番地301
破産者　佐藤　勝美
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１９７号
茨城県土浦市生田町３番13号　Ｂ、前住所茨城県かすみがうら市下稲吉3249番地20
破産者　渡邉　芳弘
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６号
茨城県取手市戸頭２―26―３―102号室、住民票上の住所茨城県取手市椚木884番地２　グリーンハイツクヌギ106
破産者　森茂　　薫
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６５号
埼玉県草加市稲荷４丁目10番17―302号
破産者　石井　博幸
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
山梨県北杜市明野町上手5028番地
破産者　伊藤　吉信
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
山梨県甲斐市下今井2346番地５
破産者　小越　雄一
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
長野県木曽郡木曽町日義2560番地
破産者　神村　義明
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１９２７号
福岡県糟屋郡志免町片峰中央１丁目５番21号
破産者　橋本　保孝
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９６９号
福岡市城南区田島５丁目１番43号
破産者　山下　憲昭
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４６号
福岡県古賀市花見東６丁目３番12―306号
破産者　宮原　義則
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５７０号
福岡市博多区西春町３丁目４番９―302号
破産者　鶴見　憲治
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部